

空襲被害の全国調査等の実施を求める意見書(案)

今年で終戦から78年が経過しました。戦後、国は、一般邦人の海外からの引揚げを支援するとともに、軍人の復員、未帰還者の調査、戦傷病者や戦没者遺族等の援護を行ってきました。また、原爆被爆者の援護、シベリア抑留者及び中国残留邦人等への支援などを行っています。

しかしながら、戦時中に空襲などに巻き込まれた民間人の戦争被害に対する全国調査及び援護は行われていません。民間団体の調査によると、空襲による死者は全国で50万人を超えると推計されていますが、国による調査が十分に行われてこなかったため、被害の実態はこれまで明らかにされていません。また、民間人の空襲被害者の援護については、超党派の国会議員で作る議員連盟による空襲被害者やその遺族に対する特別給付金支給の立法の動きがあるものの、今日に至るまで実現していません。今後、国会における更なる議論の充実を図り、恒久平和の確立に資するよう戦争の悲惨さを後世に伝えるためには、空襲被害の全国調査の実施が非常に重要になると考えられますが、時間の経過による関係者の減少や資料の散逸が危惧されているところです。

よって、国においては、こうした現状を踏まえ、空襲被害の全国調査の実施及び関係資料の収集・展示・保存事業の実施に向けた検討を早急に行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。